

4月にスタートし「財産管理支援」から「自己決定・サービス利用支援の重視」へとシフトされ、家庭裁判所が所管する。2025年には、予備軍を含めて800万人といわれる認知症の方の急増に対し、成年後見制度の利用ニーズは400万人を超えることが予想され、利用支援体制の早急な整備が求められている。そこで当会では、「権利擁護センターばあとなあ北海道」を立ち上げ、援助を必要とする人の生活と権利を擁護するというミッションを具体化し、成年後見活動の体制整備に努めている。「権利擁護センターばあとなあ」は、全国47都道府県の社会福祉士会すべてに設置しており、成年後見人候補者を養成している。所定の研修を受講した研修修了者は、名簿に記載され家裁に提出することで管理されている。平成27年12月末現在の道内名簿登録者数は278名である。

今後は、成年後見制度だけでなく、弁護士会等との支援ネットワークを活かした「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置などに取り組み、地域包括ケアの一翼を担うことを目指している。



話題提供の後、各団体からは現状や問題点などについてさまざまな意見が出され、活発な意見交換が行われた。

次回の平成28年度第1回は『北海道柔道整復師会・北海道鍼灸師会・北海道鍼灸マッサージ師会』、第2回は『北海道放射線技師会・北海道細胞検査士会・北海道臨床衛生検査技師会』のグループが話題提供担当である。



懇親会風景

お知らせ

ストレスチェック制度 サポートダイヤルおよびQ&Aのご案内

◆北海道産業保健総合支援センター◆

平成27年12月から、常時使用する従業員に対してストレスチェックを実施することが事業者の義務となりました。

そこで、ストレスチェック制度でお悩みの実施者、事業者、制度担当者の皆様へご案内です。

◎労働者健康福祉機構では、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設しました。

これにより、産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取り扱いなどに関する相談にお答えします。

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料がかかります。

受付時間：平日10時～17時(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く)

◎厚生労働省では、今まで受付けた質疑につきまして、厚生労働省のホームページに「ストレスチェック制度関係Q&A」を掲載しております。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>